

入札監理小委員会における審議結果報告 北海道開発局のインターネット回線接続業務

国土交通省北海道開発局のインターネット回線接続業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要及びこれまでの経緯について

(1) 事業の概要

○事業概要

本事業は、北海道開発局本局及び旭川開発建設部におけるインターネット回線接続及び関連サービス（DNS、セキュリティ対応等）について、民間事業者との利用契約を行うものである。

○事業期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（60か月間）

(2) 選定の経緯

一者応札が継続しており、競争性の確保に課題が認められていたことから、公共サービス改革基本方針（令和7年6月24日閣議決定）別表において選定された。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

市場化テストの実施に当たり、競争性確保の観点から、主に以下のような取組が行われている。

(1) 業務内容・業務要件の明確化

・インターネット回線、DNS、WAF 等セキュリティ運用、各サービスごとに要件・仕様を整理した。

（資料2-2 4/49）

(2) 公告期間の拡大

・公告期間を従来の30日間から50日間程度に拡大した。

（資料2-2 16/49）

(3) 長期契約の設定による参入環境の改善

・初期作業や設備構成等を伴う業務特性を踏まえ、契約期間を60か月とすることで、民間事業者が参入しやすい条件となるよう配慮している。

（資料2-2 13/49）

(4) 参加資格範囲の拡大

・競争参加資格について従来「A・B等級」に限っていたものを「A・B・C等級」にし、より広い範囲の民間事業者に応札の機会を提供している。

（資料2-2 13/49）

(5) 従前の実施状況の開示

・従前の事業内容の情報を開示することにより、業務内容を明確化した。

（資料2-2 34, 35/49）

3. 実施要項（案）の審議結果について

小委員会では、新規参入事業者が応札判断を行いやすい環境を整備する観点から、主として以下の事項について議論が行われた。

【論点1】従来の実施状況に関する情報開示の充実

実施要項（案）別紙－4「従来の実施状況に関する情報の開示」における人員に関する記載について、初期作業における「主任技術者1名・作業員10名」の10名が延べ数か実数か不明であること、運用中の「責任者1名・配下3名」が遠隔対応か常駐対応か不明であること、また札幌・旭川の2拠点それぞれの人員配置が不明であるとの指摘があった。

【対応1】

御指摘を踏まえ、初期作業時の人員配置及び運用中の対応体制について記載を充実させた。初期作業については、主任技術者1名を配置し作業員10名が札幌（北海道開発局 札幌第1合同庁舎）に来庁、及び主任技術者1名を配置し作業員10名が旭川（旭川開発建設部 旭川地方合同庁舎）に来庁した旨を、それぞれ明記した。また、運用中の対応者（責任者1名・配下3名）については、受注者の自社設備で運用管理を行っている旨を明記した。

（【資料2－2】34/49）

【論点2】引継ぎに関する規定の整備

実施要項（案）において引継ぎに関する明示的な記述がなかったことから、新旧事業者間の引継ぎが想定されていないと理解される余地があるとの指摘があった。特に、グローバルIPアドレスの変更に伴うDNSのゾーン情報の取扱い、ドメイン管理におけるレジストラの変更の有無、IPアドレス変更に伴う措置等について確認が求められた。

【対応2】

御指摘を踏まえ、実施要項第12条（1）及び仕様書第6条第10項に引継ぎ事項を追記した。具体的には、DNS設定に必要な既設情報については発注者から提供すること、受注者において他の設定情報等が必要となる場合には発注者と協議の上対応することを明記した。

（【資料2－2】24/49、39/49）

【論点3】総合評価の評価項目・評価基準の明確化

本業務は総合評価落札方式を採用しているところ、評価項目・配点が実施要項（案）に記載されていなかったこと、技術点と価格点の比率について求めるものの内容に応じて丁寧に検討すべきであること、及び評価表は初めて見る者にも分かりやすく具体的に記載すべきであるとの指摘があった。

【対応3】

御指摘を踏まえ、総合評価落札方式における評価項目、評価点及び評価基準を実施要項に明記した。併せて、技術点については、インターネット接続の冗長性、セキュリティ運用体制、品質管理体制等を評価することとした。

（【資料2－2】31～33/49）

【論点４】非常用発電設備への燃料供給体制の評価基準の明確化

総合評価の評価基準における「非常用発電設備への燃料供給について、供給会社との優先供給契約がある」との記載について、「優先供給契約」にはサービス内容に様々なレベルがあり価格も異なることから、求めるラインを明確に定義した方が新規参入事業者も安心して投資判断ができるのではないか、また、合格最低ラインの手がかりとなるような評価基準を示すべきではないかとの指摘があった。

【対応４】

御指摘を踏まえ、非常用発電設備への燃料供給体制に係る評価基準について、「優先供給契約」の記載を見直し、「24 時間 365 日の供給体制」を評価する基準に修正した。また、入札参加者が加点要件を確認しやすいよう、供給体制等を記載する様式（別添１）を追加した。

（【資料２－２】31～33/49）

４．パブリックコメント（意見招請）の対応について

北海道開発局において、令和８年７月２８日（火）から令和８年８月１８日（火）までの２２日間、意見募集を実施した結果、１者から計１０件の意見が寄せられた。

北海道開発局において、内容確認の結果、修正を要するものではないと判断し、意見の反映は見送った。